

文例（包括遺贈）

第〇条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、内縁の妻〇〇〇〇（生年月日 住所）に、包括して遺贈する。

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所	東京都〇〇区〇〇・・・
職 業	〇〇〇
氏 名	〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

遺言で、相続人ではない者にも財産を残すことができます。これを遺贈といい、遺贈によって利益を受ける者を受遺者といいます。受遺者は個人でも法人でも構いませんが、相続人欠格者はなれません。利益を無償で譲渡する点で「贈与」と似ていますが、贈与は贈与者と受贈者との間の契約による生前処分であり、遺贈は遺贈者の単独行為で死後処分である点に違いがあります。受遺者はいつでも遺贈を放棄することができ、その効果は遺言者の死亡時に遡って効力を生じます。遺贈には、遺産の全部または一部を一定の割合で示してする包括遺贈と特定の財産についてする特定遺贈があり、また各遺贈に条件、期限、負担をつけることができます。

｜包括遺贈

遺贈のうち包括遺贈とは、遺産の全部または一部を、割合をもって示し、対象とする譲与です。包括遺贈の場合、包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有することになり、遺言者に負債がある場合は、その負債も包括受遺者が引き継ぐこととなります。

｜遺留分に注意 遺言執行者の指定

遺言者に相続人もいる場合は、受遺者と相続人との間で争いが生じないように、相続人の遺留分を侵害しない範囲内で遺贈することをお勧めします。特に受遺者が内縁の配偶者など、相続人と対立する立場にあるような場合は、遺贈する財産を慎重に決め、必ず遺言執行者を指定しておきましょう。